（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。

一の二　（略）

一の三　地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

一の四　（略）

二～三十三　（略）

三十三の二　都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

三十四　（略）

（医事管理調整官）

第七百四十五条の五の二　健康福祉課に、医事管理調整官一人を置く。

2　医事管理調整官は、命を受けて、第七百四十二条第一号から第二号の二まで及び第三十三号の二に掲げる事務を行う。

（麻薬取締部に置く課等）

第七百四十七条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

（密輸対策・情報官の職務）

第七百五十条　密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四各号に掲げる事務を行う。

第七百五十一条　削除

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所に置く課等）

第七百五十三条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、捜査課及び調査総務室を置く。

2　前項に掲げる課及び室のほか、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに情報官、鑑定官及び密輸対策官それぞれ一人を置く。

（捜査課の所掌事務）

第七百五十四条　捜査課は、第七百三十二条に規定する事務をつかさどる。

（調査総務室の所掌事務）

第七百五十四条の二　調査総務室は、第七百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

（密輸対策官の職務）

第七百五十七条の二　密輸対策官は、命を受けて、第七百三十四条の三に規定する事務を行う。

（組織の細目）

第八百条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、各施設等機関及び各地方支分部局の長が、厚生労働大臣の承認を受けて定める。

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

一の二　（略）

二～三十三　（略）

（新設）

三十四　（略）

（新設）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百四十七条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、情報官、鑑定官及び指定薬物専門官それぞれ一人を置く。

（情報官の職務）

第七百五十条　情報官は、命を受けて、第七百三十三条各号に掲げる事務及び第七百三十四条第一項に規定する事務を行う。

（指定薬物専門官の職務）

第七百五十一条　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所に置く課等）

第七百五十三条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、捜査課を置く。

2　前項に掲げる課のほか、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに情報官、鑑定官及び指定薬物専門官それぞれ一人を置く。

（捜査課の所掌事務）

第七百五十四条　捜査課は、第七百二十九条各号に掲げる事務及び第七百三十二条に規定する事務をつかさどる。

（新設）

（指定薬物専門官の職務）

第七百五十七条の二　指定薬物専門官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

（組織の細目）

第八百条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、各施設等機関及び各地方支分部局の長が、厚生労働大臣の承認を受けて定める。ただし、厚生労働大臣の指定する施設等機関について、当該施設等機関の長が厚生労働大臣の定める基準に基づき、事務分掌その他組織の細目を定める場合は、承認を経ることを要しないものとする。